

指定野菜価格安定対策事業②

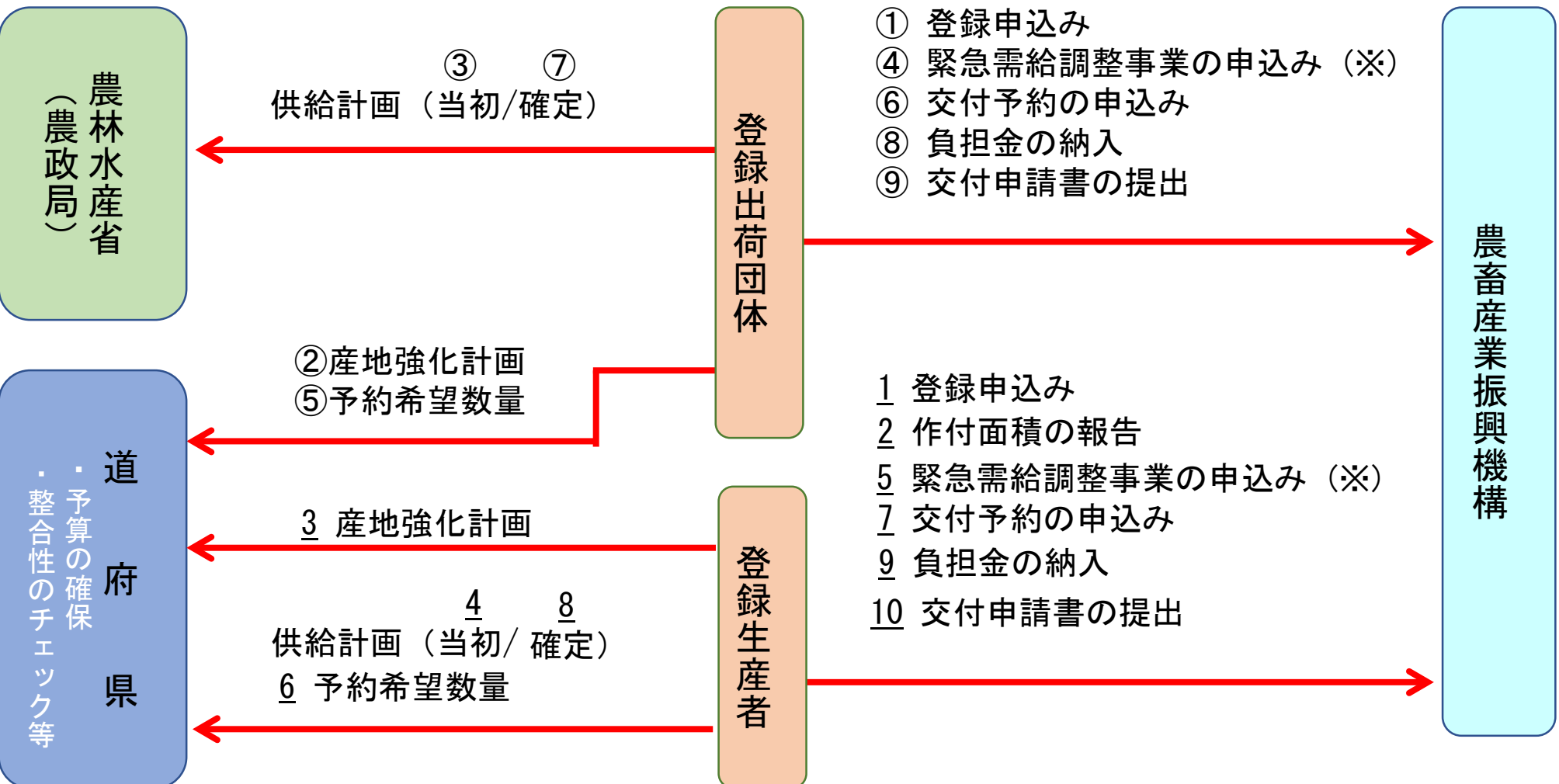
【交付予約申込み】

 Agriculture & Livestock
Industries Corporation

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜業務部 予約業務課

【登録～交付予約の申込み～交付申請に係る大まかな手続の流れ】

・ 交付予約とは、登録出荷団体又は登録生産者と機構との間で価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結する（事業に加入する）手続のことです。



※ キャベツ、だいこん、たまねぎ、はくさい、にんじん、レタスの交付予約を行う者のみ

【交付予約の申込期限】

・ 交付予約申込みは、年3回（期限：2月20日、5月20日、8月31日）です。

2月20日		5月20日		8月31日			
野菜の種別	対象出荷期間	野菜の種別	対象出荷期間	野菜の種別	対象出荷期間	野菜の種別	対象出荷期間
春 キャベツ	4 ~ 5 /15	夏 秋 キャベツ	7 ~ 10	冬 キャベツ	11 ~ 12	秋 冬 はくさい	10
"	5 /16 ~ 6	夏 秋 きゅうり	7 ~ 9	"	1 ~ 3	"	11 ~ 12
冬 春 きゅうり	5 ~ 6	"	10 ~ 11	冬 春 きゅうり	11/21 ~ 12	"	1 ~ 3
秋 冬 さといも	6 ~ 7	秋 冬 さといも	8 ~ 9	"	1 ~ 2	ば れ い し ょ	10 ~ 12
春 だ い こ ん	3 /16 ~ 6	夏 だ い こ ん	7 ~ 9	"	3 ~ 4	"	1 ~ 3
たまねぎ(即売)	4	夏 秋 トマト	7 ~ 9	秋 冬 さといも	10 ~ 12	ば れ い し ょ (即売)	1 ~ 3
"	5 ~ 6	" (ミニ)	7 ~ 9	"	1 ~ 3	冬 春 ビーマン	10/21 ~ 12
た ま ね ぎ	7 ~ 10	夏 秋 トマト	10 ~ 11	秋 冬 だ い こ ん	10 ~ 12	"	1 ~ 3
冬 春 トマト	5 ~ 6	" (ミニ)	10 ~ 11	"	1 ~ 3	ほ う れ ん そ う	10 ~ 12
" (ミニ)	5 ~ 6	夏 秋 なす	7 ~ 9	たまねぎ(即売)	1 ~ 4	"	1 ~ 3
冬 春 なす	5 ~ 6	"	10 ~ 11	たまねぎ(貯蔵)	11 ~ 12	冬 レ タ ス	10/16 ~ 11
春夏にんじん	3 /16 ~ 5	秋 にんじん	8 ~ 10	"	1 ~ 3	" (非結球)	10/16 ~ 11
"	6 ~ 7	夏 ね ぎ	7 ~ 9	冬 春 トマト	11/21 ~ 12	冬 レ タ ス	12
春 ね ぎ	4 ~ 6	夏 はくさい	7 ~ 8 /10	" (ミニ)	11/21 ~ 12	" (非結球)	12
春 はくさい	3 /16 ~ 6	"	8 /11 ~ 10/15	冬 春 トマト	1 ~ 2	冬 レ タ ス	1 ~ 2
ば れ い し ょ (即売)	4 ~ 6	ほ う れ ん そ う	7 ~ 9	" (ミニ)	1 ~ 2	" (非結球)	1 ~ 2
ば れ い し ょ	7 ~ 9	夏 秋 レタス	8 ~ 10	冬 春 トマト	3 ~ 4	冬 レ タ ス	3
冬 春 ビーマン	4 ~ 6 /15	" (非結球)	8 ~ 10	" (ミニ)	3 ~ 4	" (非結球)	3
夏 秋 ビーマン	5 /16 ~ 7	たまねぎ(即売)	8 ~ 12	冬 春 なす	11/21 ~ 12		
"	8 ~ 10			"	1 ~ 2		
ほ う れ ん そ う	4 ~ 6			"	3 ~ 4		
春 レ タ ス	4 ~ 5			冬 にんじん	11 ~ 12		
" (非結球)	4 ~ 5			"	1 ~ 3		
夏 秋 レタス	6 ~ 7			秋 冬 ね ぎ	10 ~ 12		
" (非結球)	6 ~ 7			"	1 ~ 3		
計	25	計	19	計		43	

※ 「単月」の業務区分の申込期限は、その月をこの表の対象出荷期間に含むものと同一とする。

【業務区分】

- 業務区分は、①対象野菜、②対象市場群、③対象出荷期間の3つの要素により構成されています。
- 業務区分は、事業を実施する上での基本的な単位であり、交付予約申込み、平均販売価額の算定、資金の管理、価格差補給交付金等の交付の業務等は、すべてこの業務区分ごとに行われます。

業務区分			業務対象年間	申込期限	資金造成単価 (kg当たり)			特別補給資金造成単価	保証基準額 (kg当たり)	最低基準額 (kg当たり)
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間			一般補給資金造成単価					
					第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分			
春キャベツ	北海道ブロック	4月1日から5月15日まで	令和4年4月1日から令和6年5月15日まで	2月20日	円銭 28.76	円銭 25.57	円銭 22.37	円銭 3.20	円銭 96.00	円銭 64.04

【産地区分①】

・農林水産省が、以下の表により、毎年度、産地を出荷団体等の計画的な出荷の取組状況に応じて3区分に区分します。この3区分を「産地区分」といい、適用される産地区分は、保証基準額と平均販売価額との差額に乗ずる補てん率と連動しています。

第Ⅰ区分	<p>次の(1)及び(2)の案件を満たす出荷団体等</p> <p>(1) 次の①又は②に該当する場合</p> <p>① 産地強化計画（加工・業務用野菜を安定供給するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限る。以下「加工・業務用推進タイプの産地強化計画」という。）を策定していること。</p> <p>② 次のア及びイの要件を満たす場合（直近3カ年に交付予約を行っているものに限る。）</p> <p>ア 交付予約を行う事業年度の前年度以前における直近3カ年の各年度ごとの計画的出荷割合が100分の120未満であって、当該3カ年の各年度ごとの計画的出荷割合の平均が100分の110未満であること。</p> <p>イ 産地強化計画（加工・業務用推進タイプの産地強化計画を除く。）を策定していること。</p> <p>(2) 前年度に緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目の出荷があり、かつ緊急需給調整事業を実施した出荷団体等</p>
第Ⅱ区分	<p>次の(1)及び(2)又は(3)の要件を満たす出荷団体等</p> <p>(1) 第Ⅰ区分の(1)の②のアに該当しないこと。</p> <p>(2) 産地強化計画（加工・業務用推進タイプの産地強化計画を除く。）を策定していること。</p> <p>(3) 前年度に第Ⅰ区分とされた出荷団体において、原則として、緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目の出荷があり、かつ緊急需給調整事業を実施しなかった場合</p>
第Ⅲ区分	<p>次の(1)又は(2)に該当する場合</p> <p>(1) 産地強化計画を策定していない出荷団体等</p> <p>(2) 前年度に第Ⅱ区分とされた出荷団体において、原則として、緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目の出荷があり、かつ緊急需給調整事業を実施しなかった場合</p>

【産地区分②】

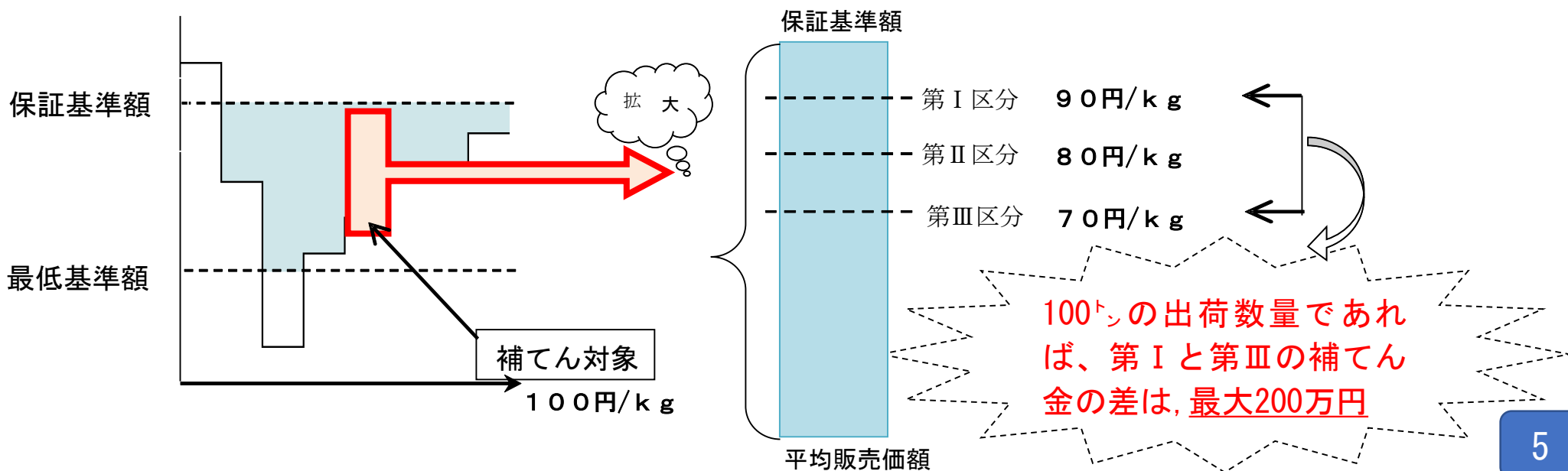
・産地区分は、毎年度見直しが行われますので、より手厚い補てんを受けるためには、計画的な出荷を積み重ねていくことや主要な産地では需給調整の取り組みが重要となります。

産地区別補てん率

産地区分	適用される補てん率
第Ⅰ区分	90%
第Ⅱ区分	80%
第Ⅲ区分	70%

補てん対象と補てん率の関係

【計算例】補てん対象 ⇒ 保証基準額 - 平均販売価額 = 100円/kg の場合



【負担金の基本的な考え方】

- 負担金の納入期限は、交付予約の申込みをした業務区分の対象出荷期間の開始日の前日の10日前の日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）です。実務上は、機構が発行する納入通知書に記載されている納入期日までに納付してください。
- 負担金を納入期限までに納付しなかった場合、延滞金が発生します。

＜負担金の基本的な計算＞

- 資金造成単価 × 交付予約数量 = 資金造成計画額計
- 登録出荷団体等、道府県、国の負担すべき割合は下表のとおり

	負担金	納付金	補助金	計
	登録出荷団体等	道府県	国	
重要野菜	17.5%	17.5%	65.0%	100%
調整野菜・一般指定野菜	20.0%	20.0%	60.0%	100%

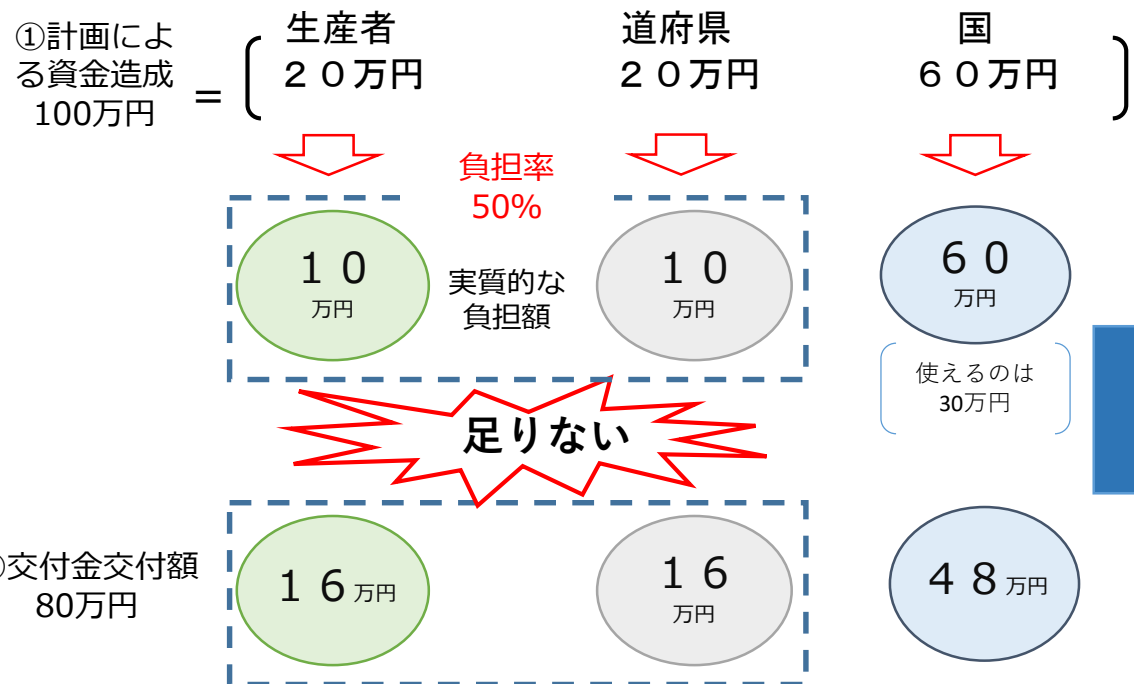
- 過去の交付金交付状況を勘案し、登録出荷団体等及び道府県は、負担を軽減する措置（負担率）を講じています。

対象野菜	負担率
秋にんじん、夏はくさい、冬レタス	10分の10
秋冬はくさい、冬春ピーマン、夏秋レタス	10分の9
春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、ばれいしょ	10分の8
夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス、	10分の7
冬春トマト	10分の6
春キャベツ、夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう	10分の5

【追加造成の仕組み】

生産者、道府県及び国が、2 : 2 : 6の負担割合（※）で資金を積み立てますが、一部の対象野菜については、過去の交付金交付状況を勘案し、生産者、道府県の負担を軽減する措置（負担率）を講じています。この場合、追加造成が選択できます。
 （※ キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさいは、1.75 : 1.75 : 6.5 ）

- ①100万円の資金造成する場合、生産者が20万円、道府県が20万円、国が60万円負担するのが基本ですが、負担率が50%の対象野菜の場合は、生産者10万円、道府県の10万円の負担となります。
- ②交付金が交付額80万円となった場合、生産者、道府県及び国が、2 : 2 : 6の負担割合で計算するため、生産者16万円、道府県16万円、国48万円を資金造成額から交付することになりますが、上記①では不足が生じます。



追加造成（例の場合6万円）して、80万円の交付金を受けるか、追加造成せずに、50万円（生産者10万円、道府県10万円、国30万円）の交付金を受けるか、選択。
 ⇒追加造成する場合は、県・県法人に確認の上、負担金を納入。
 ※道府県は、業務区分毎の資金管理ではないため、県法人に係る負担軽減による造成必要額の全額が不足しない限り追納する必要ありませんが、追加造成の頻度が多く、道府県の資金の不足が生じる可能性がある場合は、納付金納付の時期を早めていただくことがあることにご留意ください。

【納付金納付の注意点】

- ・ 道府県の資金は、道府県の補助を受けた県法人から納付金として造成されます。
- ・ 納付金納付の納入期限は、3月31日まで。
- ・ 現金での資金造成以外に債務負担行為の形式による補助も認められています。

【注意点】

- ・ 本事業は、生産者が負担金を道府県が県法人を経由して納付金を納付した場合に、国が資金を造成する事業ですので、期日までに造成に必要な額を納付願います。
- ・ 前ページの追加造成について、道府県においては、業務区分ごとの資金管理ではないため、県分の負担軽減による造成必要額の全額が不足しない限り、生産者による負担金のように交付金交付前に追納する必要はありません（追加造成を行われなかった翌年の差引資金造成額に加算されます）。
- ⇒ただし、追加造成が多数生じた場合、道府県の資金不足が生じる可能性があることにご留意ください。この場合、納付金納付の時期を早めていただく必要があります。
- ・ 債務負担行為を導入されている道府県におかれましては、歳出化が必要になる場合があることにご留意ください。
- ・ 機構は、価格差補給交付金等の交付に必要な資金に不足が生じた場合（債務負担行為の形式が導入されているときは、その歳出化が必要となった場合を含む。）には、当該不足額に相当する額が充当されるまでの間は、価格差補給交付金等の交付を停止することがあることをご承知おきください。

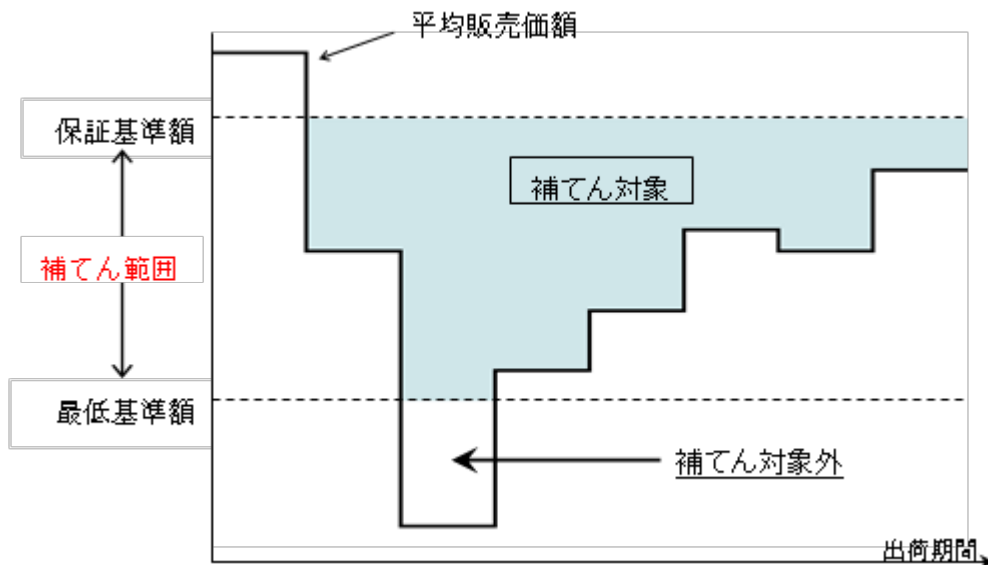
【オプション申込み】

- 本事業は、生産者の経営安定を支援するため、①特例申込み、②特別補給交付金等の交付の申込み、③生産資材費高騰の特例申込み、④加工業務用対応の申込みのオプション申込みがあります。
- オプション申込みをされる際には、生産者の負担金だけではなく、道府県の納付金にも影響するため、道府県と相談の上、予約希望の内容を決めてください。

①特例申込み

最低基準額は、平均販売価額の下落による補てん範囲の下限額であり、業務区分ごとに平均価格の50%、55%、60%（標準）、65%及び70%に相当する額の中から産地の実情に応じて登録出荷団体等が自主的に選択できることとなっています。

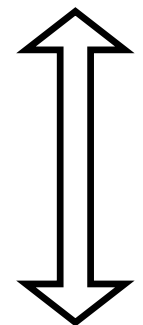
ただし、特例申込み50、特例申込み55（重要野菜は除く。）の申込みは、産地強化計画を作成していなければ申し込むことができません。



申込み区分	最低基準額の設定額
特例申込み70	平均価格の70%
特例申込み65	平均価格の65%
標準申込み	平均価格の60%
特例申込み55	平均価格の55%
特例申込み50	平均価格の50%

補てん範囲・経費負担

狭い・小さい



広い・大きい

②特別補給交付金等申込み

特別補給交付金とは、計画出荷を達成した場合に保証基準額と平均販売価額との差の10%を上乗せされる加算金です。ただし、キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさい以外は、事前の申し込みが必要です。

特別補給交付金の交付を受けるための申込みをする場合、生産者の負担金及び道府県法人の納付金が増えるため、予約希望数量の取りまとめの際に、関係者間で調整をしてください。

【対象要件】

交付予約の申込みを行っている対象野菜及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果の乖離の度合いが、対象出荷期間全体で10%未満であり、かつ、月別で20%未満の月が3分の2以上を占めていると認定されたものが対象

- 💡【例】・『冬春トマト』の補てん対象数量が『100t』、供給計画数量が『100t』、出荷実績が『100t』
- ・保証基準額と平均販売価額との差額：20円/kgの10%が特別補給交付金

合計 【2,000千円】	特別補給交付金 【200千円】	国	120千円
		道府県	40千円
		生産者	40千円
	一般補給交付金 【1,800千円】	国	1,080千円
		道府県	360千円
		生産者	360千円
		100t出荷	



・令和2年8月申込みから対象出荷期間全体の発動要件が、6%未満から10%未満に緩和されました。

・特別補給交付金を申し込むことで、より大きな補てんを得られます。

【参考①：乖離の度合いによる交付金交付の減額】

- 令和2年8月申込みから計画出荷の促進のため、乖離の度合い及び交付率が見直されました。
- 計画出荷の達成度合いで、受け取れる交付金額に大きな差が生じます。

乖離の度合い	認定区分	一般補給金の交付率
20%未満	A	10/10
20%～30%	B	8/10
30%～40%	C	7/10
40%～50%	D	6/10
50%～60%	E	5/10
60%以上	F	4/10

【参考②】：乖離の度合いによる交付金交付の減額

- 交付予約の申込みを行っている対象野菜及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果を基準に、業務区分ごとに乖離の度合いを認定する方式に令和2年8月申込みから変更となりました。
- 交付予約の申込みを行っている対象野菜及び対象出荷期間を単位に、合計を意識した供給計画数量を策定すること、これを踏まえた出荷実績を目指すことが重要です。

乖離度認定の例(冬レタス(結球))

業務区分			令和2年5月申込みまでの乖離の度合い					令和2年8月申込みからの乖離の度合い				
対象野菜	対象市場群(ブロック)	対象出荷期間	供給計画数量(A)	予約数量(B)	出荷数量(C)	乖離度(C-A)/A	認定	供給計画数量(A)	予約数量(B)	出荷数量(C)	乖離度(C-A)/A	認定
冬レタス(結球)	北海道	1.1~2.28	1,290	700	750	-42%	D	1,290	700	750	-42%	A
冬レタス(結球)	東北	1.1~2.28										
冬レタス(結球)	関東	1.1~2.28	780	500	820	5%	A	780	500	820	5%	A
冬レタス	北陸	1.1~2.28										
冬レタス(結球)	東海	1.1~2.28	330	150	200	-39%	C	330	150	200	-39%	A
冬レタス(結球)	近畿	1.1~2.28	840	300	970	15%	A	840	300	970	15%	A
冬レタス(結球)	中国	1.1~2.28										
冬レタス	四国	1.1~2.28	40	40	50	25%	B	40	40	50	25%	A
冬レタス(結球)	九州	1.1~2.28	120	50	100	-17%	A	120	50	100	-17%	A
冬レタス(結球)	沖縄	1.1~2.28										
合計								3,400	1,740	2,890	-15%	



冬レタスの北陸ブロック及び四国ブロックは、「指定野菜価格安定対策事業の推進について」の別表の(注)に基づき、冬レタス(結球)とみなして算出。

- レタスとねぎの交付予約申込みを行っている登録出荷団体又は登録生産者は、以下のイメージを参考にしてください。

(参考)「指定野菜価格安定対策事業の推進について」の別表の(注)により、合算単位を整理する対象のイメージ

春・夏秋・冬レタス(結球)の合算単位

レタス (結球)	北海道
	東北
	関東
	東海
	近畿
	中国
レタス	九州
	沖縄
レタス	北陸
	四国

春ねぎの合算単位

春ねぎ	北海道
	北陸
	四国
	沖縄
春ねぎ (こねぎを除く)	東北
	関東
	東海

夏ねぎの合算単位

夏ねぎ	北海道
	北陸
	四国
	九州
	沖縄
夏ねぎ (こねぎを除く)	東北
	関東
	東海

秋冬ねぎの合算単位

秋冬ねぎ	北海道
	北陸
	四国
	沖縄
秋冬ねぎ (こねぎを除く)	東北
	関東
	東海

春ねぎ(白)の合算単位

春ねぎ (白ねぎ (こねぎを除く))	近畿
	中国
春ねぎ (白ねぎ)	九州

夏ねぎ(白)の合算単位

夏ねぎ (白ねぎ (こねぎを除く))	近畿
	中国
夏ねぎ (白ねぎ)	中国

秋冬ねぎ(白)の合算単位

秋冬ねぎ (白ねぎ (こねぎを除く))	近畿
	中国
秋冬ねぎ (白ねぎ)	九州

春ねぎ(青)の合算単位

春ねぎ (青ねぎ (こねぎを除く))	近畿
	中国
春ねぎ (青ねぎ)	九州

夏ねぎ(青)の合算単位

夏ねぎ (青ねぎ (こねぎを除く))	近畿
	中国
夏ねぎ (青ねぎ)	中国

秋冬ねぎ(青)の合算単位

秋冬ねぎ (青ねぎ (こねぎを除く))	近畿
	中国
秋冬ねぎ (青ねぎ)	九州

③生産資材費高騰申込み

野菜の価格下落時において、生産資材費が高騰した場合、その影響を緩和するための仕組みとして、生産資材費高騰の特例申込みを措置しています。具体的には、平均販売価額が保証基準額を下回った場合であって、かつ、生産資材費が高騰している場合、保証基準額を平均価格の95%に相当する額まで引き上げ、この額との差額に産地区分に応じた補てん率を乗じた額を単価として価格差補給交付金等が交付されます。

【対象となる野菜】

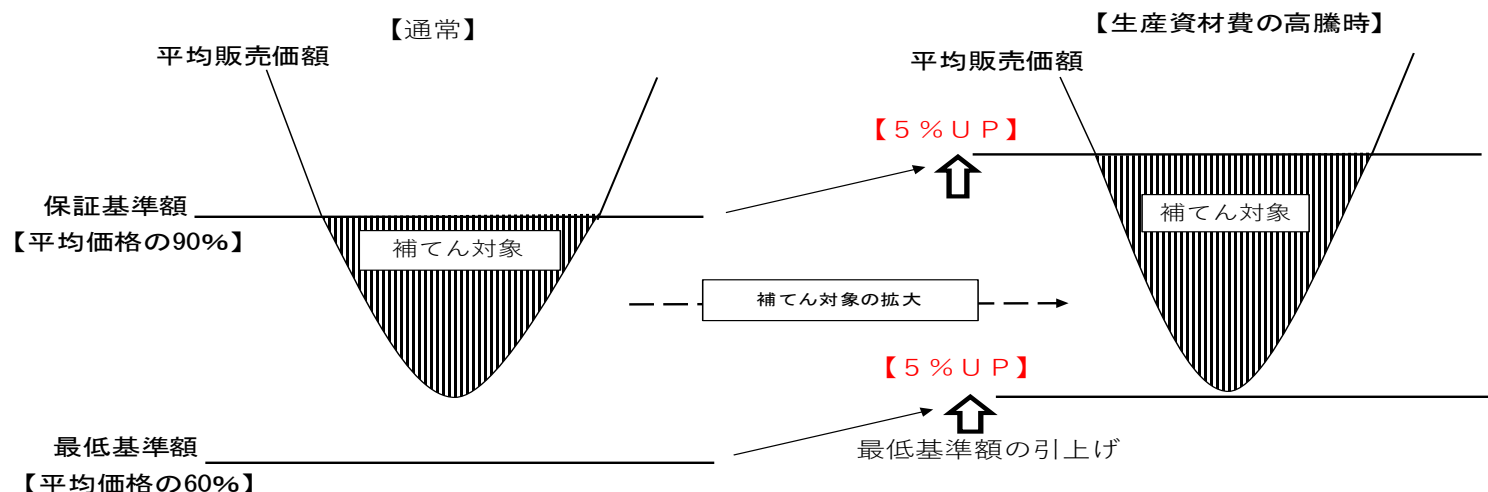
冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン、夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタス（対象出荷期間10/16～11 を除く）

【申込みの条件】

資材低減に係る産地強化計画を策定していること。

（この特例申込みによって追加負担が発生することはありません。）

[仕組みのイメージ]



資材費高騰の計算方法や計算結果は機構HPにて公表

④加工業務用対応の申込み

調整野菜・一般指定野菜における特例申込み50 又は55 の資金造成計画額のうち、標準申込みの最低基準額（重要野菜の場合は特例申込み55）と当該特例申込みの最低基準額との差に相当する額の道府県及び登録出荷団体等の負担割合は、下表の左のとおり通常よりも高くなります。しかし、加工・業務用推進タイプの産地強化計画を策定しているときは、通常負担割合が適用されます。

【対象となる申込み】

調整野菜・一般指定野菜の特例申込み50又は55
重要野菜の特例申込み50

【申込みの条件】

加工業務用対応の産地強化計画を策定していること

加工業務用推進タイプの産地強化計画を策定していない場合

対象野菜の種類	負担者区分	負担金	納付金	補助金	計
		登録出荷団体等	道府県	国	
重要野菜		17.5%	17.5%	65.0%	100%
特例申込み50加算額 (特例申込み55の最低基準額との差額に相当する額)		25.0%	25.0%	50.0%	100%
調整野菜・一般指定野菜		20.0%	20.0%	60.0%	100%
特例申込み50・55加算額 (標準申込みの最低基準額との差額に相当する額)		25.0%	25.0%	50.0%	100%

加工業務用推進タイプの産地強化計画を策定した場合

負担金	納付金	補助金	計
登録出荷団体等	道府県	国	
17.5%	17.5%	65.0%	100%
20.0%	20.0%	60.0%	100%